

年金未納にせず、免除や猶予利用を

知らなきや損する

私たちの老後資金のベースは、厚生年金と国民年金です。厚生年金は、本人と会社が保険料を折半で負担し、報酬に比例した年金額が支給されます。一方、国民年金は、20歳から60歳までの加入期間に、保険料を納めた期間や第3号被保険者(会社員に扶養されている配偶者)期間等が40年あれば、65歳から満額78万100円(2019年度)が支給されます。

今年度の国民年金保険料は、月額1万6410円です。毎月納める必要がありますが、さまざまな事情で保険料を納めることが難しい場合もあると思います。その際に、「免除制度」や「納付猶予制度」が用意されています。

免除制度は4段階で、「**全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除**」です。例えば、全額免除なら今年度は1万6410円全額が免除され、半額免除は8200円が免除になります。免除制度は、市役所等への申請が必要です。その際、**本人、配偶者、世帯主の前年の所得**によって右上の図表のようななどの段階の認定を受けることができるのが判断されます。

納付猶予制度は、**20歳以上50歳未満**の人で、学生以外を対象に保険料の納付が猶予される制度です。猶予の判断は、**本人と配偶者の前年の所得**を考慮して行われます。また、20歳以上の学生を対象とした制度として「**学生の納付特例制度**」があります。この場合は、本人のみの前年の所得が考慮され判断されます。

また、失業等により保険料納付が難しい場合、失業状態を申請することで保険料の全額免除を受けることができる「**失業等による特例免除制度**」もあります。所得の判断は、**本人の所得を外し、配偶者と世帯主の前年の所得**を考慮して行われます。このようにそれぞれの制度の判断の基準となる所得は異なっています。

保険料免除 納付猶予の所得基準	前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
	※かっこ内は夫婦2人世帯の場合の収入の目安 ①全額免除・失業等特例免除・納付猶予 (扶養親族等の数+1)×35万円 +22万円 …………… (157万円) ②4分の3免除 78万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等… (229万円) ③半額免除・学生納付特例 118万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等… (304万円) ④4分の1免除 158万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等 (376万円)

公的年金を受け取るためには、受給資格期間を満たす必要があります。老齢年金や障害年金などの受給資格期間には、免除制度も納付猶予制度の期間も算入されます。年金額については、免除制度はそれぞれ将来の年金額に反映される仕組みになっていますが、納付猶予制度や学生の納付特例制度は年金額に反映されないという制度の違いがあります。また免除制度も納付猶予制度も10年以内なら保険料の後払い(追納)ができるので、老齢年金額を増やすことが可能です。

ところが、保険料を納めなければならない人が、納めなかった場合の期間は、「**未納期間**」となり、年金額に反映されません。また障害年金や遺族年金の受給が不可能になる場合もあります。未納期間の保険料は、2年以内なら後払いが可能です。保険料の納付が難しい場合は、免除制度や納付猶予制度があるので、制度を利用することを検討しましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■**時間相談** …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■**マイホーム資金・住宅ローン相談** …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■**退職資金・マネープラン相談** …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00